

○平戸市国際交流振興事業補助金交付要綱

平成18年3月31日

告示第33号

改正 平成19年1月29日告示第2号
平成19年6月29日告示第77号
平成20年2月18日告示第7号
平成21年3月23日告示第9号
平成22年6月25日告示第60号
平成24年3月22日告示第9号
平成25年9月30日告示第50号
令和元年6月21日告示第12号
令和4年9月26日告示第125号

(趣旨)

第1条 この告示は、平戸市ひらど生き活きまちづくり事業実施規則（平成17年平戸市規則第19号）第2条第2号に規定する友好親善を図る国際交流事業に資するため、平戸市国際交流振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(一部改正〔平成21年告示9号〕)

(補助対象者)

第2条 この告示において補助を受けようとする市民又は市内非営利団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 市が募集する友好都市等親善訪問団に参加する市民
- (2) 国際交流の推進に寄与する5人以上で組織された団体で、年間活動計画が明確であるもの。ただし、当該事業の実施にあたり、市から他の補助を受けていない団体とする。

(一部改正〔平成21年告示9号・24年9号〕)

(登録等)

第3条 補助対象者は、あらかじめ平戸市国際交流振興事業登録申請書（様式第1号）及び団体の会費等を定めた会則、規約等の書類及び団体の活動計画書を添えて、登録申請しなければならない。ただし、前条第1号に定める補助対象者については、この限りでない。

2 前項の補助対象者は、平戸市ふれあい福祉事業補助金交付要綱（平成17年平戸市告示第14号）、平戸市にぎわいづくり支援事業補助金交付要綱（平成17年平戸市告示第63号）、平戸市豊かな海づくり事業補助金交付要綱（平成17年平戸市告示第78号）及び平戸市花とみどりのふるさとづくり事業補助金交付要綱（平成18年平戸市告示第39号）に係る登録と重複してはならない。ただし、補助事業完了後、継続的に2年以上活動を行っている団体が活動の分野を広げる場合については、この限りでない。

(全部改正〔平成19年告示2号〕、一部改正〔平成20年告示7号・令和4年125号〕)

(補助対象事業及び補助額等)

第4条 補助対象事業及び補助額は、別表のとおりとする。

2 同一団体に対する補助金は、別表に定める補助回数とする。ただし、国際交流事業において、団長、副団長、事務局長又は顧問として参加する場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成19年告示2号〕)

(事業計画書の提出)

第5条 補助対象者は、平戸市国際交流振興事業計画(実績報告)書(様式第2号)を次に掲げる受付期間に市長に提出しなければならない。ただし、真に止むを得ない事情により、緊急に事業を実施する必要がある場合は、この限りでない。

前期 4月1日から4月末日まで

後期 9月1日から9月末日まで

2 前項ただし書により実施する場合は、事業計画書に平戸市国際交流振興事業早期着手予定調書(様式第3号)を添付するものとする。

(一部改正〔平成20年告示7号〕)

(審査等)

第6条 市長は、事業計画書の提出があったときは、当該計画に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等に基づき当該計画の内容を審査する。ただし、平戸市ひらど生き活きまちづくり推進委員会規程(平成17年平戸市訓令第27号)第4条別表に掲げる事業計画書の提出があったときは、平戸市ひらど生き活きまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の審査に付するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において事業承認の可否について決定し、その結果を事業計画書を提出した者に通知する。

(全部改正〔令和元年告示12号〕)

(申請に添付すべき書類)

第7条 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第4号)
- (3) 事業が複数年度にわたる場合は、その全体計画書
- (4) その他事業に要する見積書及び市長が必要と認める書類
(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、事業終了後速やかに市長に提出し、必要に応じて報告会等で報告しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実績報告書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第4号)
- (3) 事業に要した経費を証するもの
- (4) 事業の実施を証した写真
- (5) 研修にあっては、その報告書
- (6) 参加者の氏名一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類

(事後調査)

第9条 市長は、補助金を交付した団体に対し、補助金交付の効果を把握するため事後調査をすることができる。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(追加〔平成19年告示2号〕)

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成19年告示2号・21年9号〕)

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月29日告示第2号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日告示第77号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月18日告示第7号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日告示第9号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日告示第60号)

この告示は、告示の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月22日告示第9号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日告示第50号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成25年7月13日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前の平戸市国際交流振興事業補助金交付要綱(平成18年平戸市告示第33号)第4条第2項の規定により補助を受けている団体に対する補助の回数は、改正後の平戸市国際交流振興事業補助金交付要綱によりなされた補助の回数とみなす。

附 則 (令和元年6月21日告示第12号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年9月26日告示第125号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

(全部改正〔平成25年告示50号〕)

補助対象事業及び補助額等

| 事業区分 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助回数 | 補助金・補助率 |
|------|------|--------|------|---------|
|------|------|--------|------|---------|

| | | | | |
|--------------|---|------------------------------|-----------------------|--|
| 1 国際交流事業 | (1) 市が募集する友好都市等親善訪問団に参加する市民に対する助成 | 交通費及び宿泊費 | 1人につき3回を限度とする。 | 対象経費の2分の1以内で、1人当たり20万円を限度とする。 |
| | (2) 文化、スポーツ、経済等の交流事業若しくは調査研修を行う団体に対する助成 | 交通費及び宿泊費 | 1団体につき年1回とし、3回を限度とする。 | 対象経費の3分の1以内で、1人当たり7万円を限度とし、1団体当たり70万円を限度とする。 |
| | (3) 県が認める事業で、15歳以下の児童・生徒を海外へ派遣する交流事業に対する助成 | 交通費及び宿泊費 | 1人につき3回を限度とする。 | 対象経費の2分の1以内で、1人当たり10万円を限度とする。 |
| 2 団体育成事業 | (1) 活動計画が国際交流につながる団体で、団体設立後の活動が1年未満の団体を育成支援するための助成 | 専門家謝金、専門家交通費及び宿泊費、消耗品費、会場借上料 | 1団体につき1回とする。 | 対象経費の2分の1以内で、1団体当たり20万円を限度とする。 |
| 3 国際交流活動助成事業 | (1) 国際交流に関係する団体が、市内において行う国際交流活動に対する助成で、1年以上継続して行っている事業に対する助成。ただし、団体設立後1年を経過した団体に限る。 | 事業に要する経費で市長が認めたもの | 1事業につき2回を限度とする。 | 1回目:対象経費の2分の1以内で、1事業当たり20万円を限度とする。 2回目:対象経費の3分の1以内で、1事業当たり10万円を限度とする。 |
| 4 その他 | (1) 友好都市等 | 交通費、宿泊費 | 1団体につき | 対象経費の2分の1以 |

| | | | | |
|--|--|-------------------|-----------------|--------------------------------|
| 市長が必要と認める事業 | を締結する都市との交流事業を行う団体に対する助成。ただし、3年以上継続が見込める団体とする。 | 及び事業実施に必要な経費 | 年1回とする。 | 内で、1団体当たり100万円を限度とする。 |
| | (2) 事業区分1～3に該当しない事業で特に市長が認めるもの | 事業に要する経費で市長が認めるもの | 1事業につき2回を限度とする。 | 対象経費の3分の1以内で、1団体当たり50万円を限度とする。 |
| 備考 <p>1 「友好都市等」とは、中国福建省南安市（友好都市）、オランダ王国ノールトワイケルハウト市（姉妹都市）及び台湾台南市（交流促進都市）の協定締結に係るものとする。</p> <p>2 交通費及び宿泊費は、平戸市職員旅費支給条例（平成17年平戸市条例第45号）別表第1の旅費額に準じるものとする。</p> <p>3 国外における事業は、治安が保たれている国を原則とし、国間の移動に係る航空路、航路及び陸路交通費については、市長が認める旅行代理店が見積もった必要最低限度の運賃とする。</p> | | | | |

様式第1号 (第3条関係)

平戸市国際交流振興事業登録申請書

年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊦

平戸市国際交流振興事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、次のとおり団体の登録を申請します。

記

| | | | | | |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|------|
| 団 体 名 称 | | | | | |
| 代 表 者 | 名 称 | | | | |
| | 所 在 地 | | | | |
| | 電 話 番 号 等 | TEL () | FAX () | | |
| 構 成 人 数 等 | 人 | | | | |
| 目 的 | | | | | |
| 活 動 内 容 | | | | | |
| 会 員 住 所 氏 名 等 | 住 所 | 氏 名 | 性別 | 生 年 月 日 | 活動年数 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

平戸市国際交流振興事業計画（実績報告）書

年 月 日

平戸市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

㊦

| 事業区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ※審査の可否 | 1 可 | 2 否 |
|----------|-----|-----|---|----|------|--------------|-----|-----|
| 事業名 | | | | | | | | |
| 事業内容 | | | | | | | | |
| 事業実施期間 | | | | | | 年 月 日～ 年 月 日 | | |
| 会員住所氏名等 | 氏 名 | 住 所 | | 性別 | 生年月日 | 活動年数 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 期待される効果 | | | | | | | | |
| ※ 担当課の意見 | | | | | | | | |

添付書類 収支予算（精算）書

様式第3号（第5条関係）

平戸市国際交流振興事業早期着手予定調書

下記のとおり事業の早期着手をしたいので、次の条件について同意のうえ、早期着手予定調書を提出します。

（条件）

- 1 当該事業については、市からの補助金交付がない場合においても異議はない。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額等が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はない。
- 3 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 4 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

記

| | | | | |
|------------------|--------|------|-------|-----|
| 事業名 | | | | |
| 予定事業期間 | 年 月 日～ | | 年 月 日 | |
| 事業費内訳 (単位：千円) | 事業費 | 市補助金 | 自己負担金 | その他 |
| | | | | |
| 早期着手理由 | | | | |
| | | | | |

様式第4号（第7条、第8条関係）

平戸市国際交流振興事業収支予算（精算）書

（収入の部）

（単位：円）

| 区 別 | 本年度予算額 | 本年度精算額 | 比較増減 | 備 考 |
|---------|--------|--------|------|-----|
| 市 補 助 金 | | | | |
| 自己負担金 | | | | |
| そ の 他 | | | | |
| 計 | | | | |

（支出の部）

| 区 別 | 本年度予算額 | 本年度精算額 | 比較増減 | 備 考 |
|-----|--------|--------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

様式第1号 (第3条関係)

(一部改正〔平成21年告示9号〕)

様式第2号 (第5条、第7条、第8条関係)

(一部改正〔平成21年告示9号〕)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条、第8条関係)